

農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除について

1. 作物残留に係る登録保留基準の削除について

登録失効した下記 3 農薬について作物残留に係る登録保留基準を削除する。

- ・ブタフェナシル（H 1 6 年 4 月 2 7 日失効）
- ・ジメピペレート（H 1 6 年 6 月 3 0 日失効）
- ・アザフェニジン（H 1 6 年 8 月 3 0 日失効）

2. 水質汚濁に係る登録保留基準の削除について

登録失効した下記農薬について水質汚濁に係る登録保留基準を削除する。

- ・ジメピペレート（H 1 6 年 6 月 3 0 日失効）

（参考）

農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除により、各登録保留基準の設定数は以下のとおりとなる。

作物残留に係る登録保留基準（農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第 1 号のイの環境大臣の定める基準）の設定数----- 2 1 2 農薬

水質汚濁に係る登録保留基準（農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第 4 号の環境大臣の定める基準）の設定数----- 1 3 1 農薬